

成する基本計画の内閣總理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等所要の措置が講じられるようになること等の説明があり、引き続き、同中心市街地活性化専門官氏家氏から支援策として、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」「少子高齢化等対応中小商業活性化事業補助金」の説明がなされま

長が挨拶の後、東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 梶山課長補佐から中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する

KRホテル仙台を会場に「改正まちづくり三法説明会」が開催されました。

一改正まちづくり三法説明会開催一

市町村と連携し、中心市街活性化を図る

ビデオ放映を織り交ぜながら成功ポイントについて説明を頂きました。

また、独立行政法人中小企
業基盤整備機構「まちづくり
推進課」宮崎課長代理から
「まちづくりのキーポイント
について～中心市街地活性化
事例から～」と題し、全国
の中心市街地活性化事例から
長野県飯田市及び滋賀県長浜
市の具体的な取組事例について、



まちづくりのポイントを説明

品・サービスのブランド化を通じ、地域経済の活性化につなげようとする取り組みで、地域ブランドをより適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援するものです。

また、魅力あるブランドを活用してより価値の高い商品・サービスを提供する環境を整備し、差別化を図るため的具体の方策の制度だと説明がありました。

松田特許事務所長の松田治躬氏を迎えて「地域ブランド商標の掘り起ここととブランドの保護について」のテーマで、地



説明する講師の松田氏

産業廃棄物適正処理に向けた「排出事業者向け出前講座」を実施しています

廃棄物処理のルールについて排出事業者の皆様にさらに理解を深めていただくために、排出事業者の皆様の要望に応じて県職員が直接出向き、産業廃棄物処理におけるルールや排出事業者の皆様の役割・責任等を中心に説明を行う機会をもうけましたので、御活用を願います。

説明は1時間程度です。職場における研修会等の場を利用しての実施でもかまいません。

・お申し込み・お問い合わせ先

宮城県環境生活部廃棄物対策課 指導班 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
TEL 022-211-2648 FAX 022-211-2390 E-mail haitai@pref.miagi.jp